

## 5 防災整備計画

### (1) 「浜見平地区まちづくり計画」における位置づけ

防災整備計画については、「浜見平地区まちづくり計画」において、次のように位置づけられています。

＝「浜見平地区まちづくり計画」における防災整備計画の位置づけ＝  
(防災整備関連のみ抜粋)

#### ■計画の目標■

##### 安全・安心なまちづくり

##### ●安全性の高い地域づくり「地域防災拠点」

- ・不燃建築物群と防災機能を有する公園を中心に、地区全体を防災拠点とした地域防災の充実を図る。

#### 《緑・歩行者ネットワーク》

#### ■公園・緑地計画■

##### ●地区公園の整備

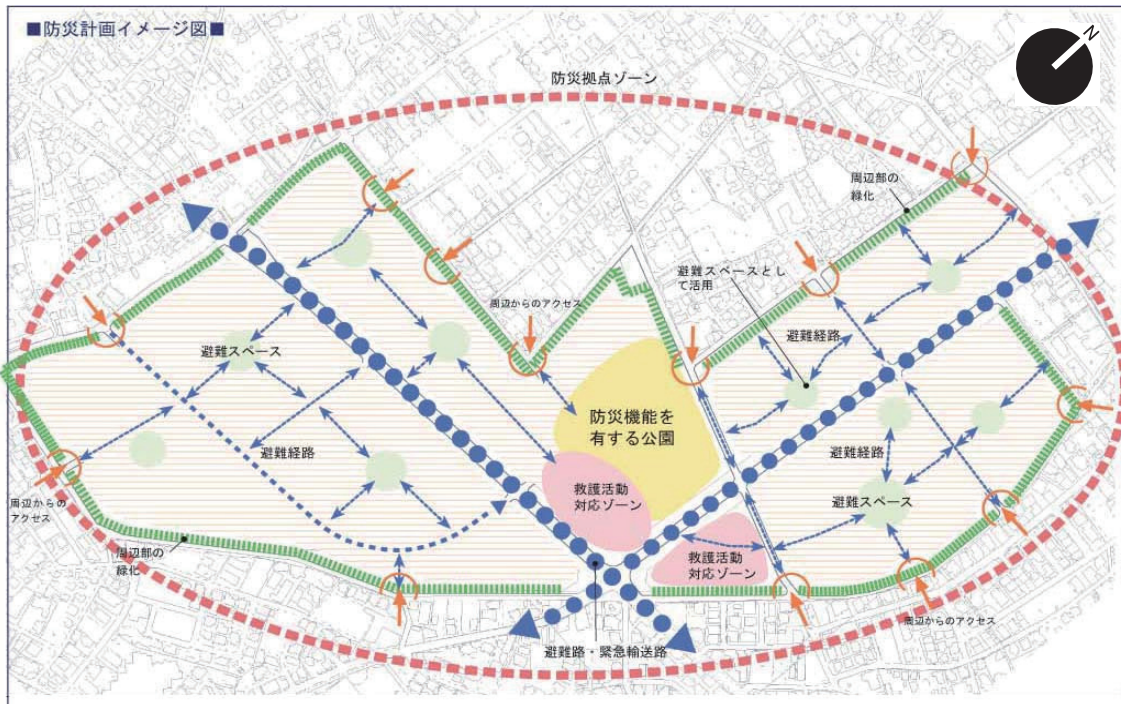
- ・地域のスポーツやレクリエーションに対応し、災害時には避難場所として機能する約1.4ha程度の公園を整備する。

#### 《道路・交通ネットワーク》

#### ■基本方針■

○団地の建替えに併せて

- ・災害時の避難を容易にする道路ネットワークの整備を行う。



■防災計画イメージ図

注)「浜見平地区まちづくり計画(平成20年1月)」防災計画イメージ図を転載。

## (2) 整備方針

地区公園を中心とする防災機能・施設の整備については、「浜見平地区まちづくり計画」を踏まえ、以下の方針に基づいた計画とします。

### ●「茅ヶ崎市地域防災計画」に基づく防災機能を確保します。

・茅ヶ崎市地域防災計画との整合性が図れるよう、庁内関係部局との調整のもと、市南西部における防災機能の充実に努めていきます。

### ●一時的な避難・救急活動、復興活動に対応する公園を整備します。

・市南西部の想定避難者数に対し、既設の避難所では収容人員に不足を生じているため、浜見平地区と（仮称）柳島スポーツ公園との分担のもと、不足分を補う避難者の収容機能を確保します。

・延焼に配慮した植栽により安全対策を図るほか、避難生活や救急活動、仮設住宅の建設などへの転用を想定したかまどベンチや防災トイレなどの公園施設を整備します。

### ●周辺施設との連携により、防災上の相乗効果を展開します。

・公共公益施設等は、被災時の医療・救護活動や情報提供など、公園と一体的な拠点形成を目指した防災施設の導入等を図ります。

・災害時の救援物資の提供や避難場所の提供について、関係事業者等と協定を締結するなど、協力体制を構築します。

#### ■防災協定の事例：A社（ショッピングセンター）

災害時の地域貢献の一環として、地方自治体との防災協力協定の締結を進めており、2010年2月現在、1,099店舗・事業所が協定締結している。

<協定の内容>

- ・災害時の救援物資の供給
- ・避難場所としての駐車場の提供
- ・防災訓練の共同実施 など

### ●安全な避難路・輸送路を確保します。

・団地中央部の両幹線道路は、電線類地中化を図ることにより、震災時の電柱の倒壊を回避するほか、歩道状空地を含めたオープンスペースを充実し、避難路・輸送路としての安全性・機能性を向上します。

・団地内の緑のネットワークは公園までの安全な避難経路として位置づけます。

・団地と周辺を遮断している松尾川雨水幹線は、周辺の良い住環境への配慮のもと暗渠化による歩行者空間の整備等を行い、周辺からの避難経路を確保します。

### (3) 浜見平地区における防災機能の分担

市南西部の防災体制としては、南関東地震の想定避難者数に対し、当地区と既設の避難所（小中学校、高校）、整備が予定されている（仮称）柳島スポーツ公園との連携により対応することとし、浜見平地区においては、下記の収容人員の確保を図ります。

#### ● 浜見平地区で収容する避難者数

3,100 人

【算定根拠】 南関東地震における想定避難者数より算出

○ 茅ヶ崎市における想定避難者数 = 143,670 人 （「1章4都市防災」P10 参照）  
 （H21.2.1 市総人口 234,400 人の約 61.3%）

想定地震名	想定地震の規模・発生間隔(確率)	建物被害		避難者数				
		全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	平成21年 避難所 避難者数 1日後(人)	平成21年 疎開者想定 (人)	平成11年 疎開者想定 (人)	平成11年 疎開者想定 (人)	平成21年 1ヶ月後 (人)
南関東地震 (海溝型)	相模トラフ沿いを震源域とし、想定規模はマグニチュード7.9クラスの地震。 平均発生間隔:200~400年 30年以内の発生確率:ほぼ0~1% 今後100年から200年先には、発生の可能性が指摘されている。	6,980	11,020	143,670	20,680	71,000	53,000	115,790

○ 市南西部（浜見平地区・（仮称）柳島スポーツ公園周辺）の想定避難者数  
 = 28,049 人（対象地区総人口） × 61.3% = 17,194 人  
 （「1章4都市防災」P10 参照）

○ 既設の避難所における収容可能人数=7,082 人

学校名	収容施設面積 (m <sup>2</sup> )				収容可能 人数(人)
	体育館	特別教室	普通教室	合計	
中島中学校	805	1,265	946	3,016	1,508
柳島小学校	925	1,039	2,100	4,064	2,032
西浜中学校	803	1,457	509	2,769	1,384
西浜小学校	926	1,156	1,217	3,299	1,649
県立西浜高等学校	—	—	—	—	509
計	—	—	—	—	7,082

○ 既設の避難所において不足する避難者数  
 = 17,194 人（想定避難者数） - 7,082 人（既設の避難所収容人員）  
 = 10,112 人 ≒ 10,100 人（不足避難者数）

○ 浜見平地区の分担人数

（仮称）柳島スポーツ公園での 7,000 人の収容を想定  
 10,100 人（不足避難者数） - 7,000 人（（仮称）柳島スポーツ公園分担分）  
 = 3,100 人（浜見平地区分担分）

## (4) 防災施設の配備

地区公園に配備する防災施設は、以下のとおりとします。

### ア 防災備蓄倉庫

大規模災害に備えて、非常用食糧や発電機、簡易トイレ、毛布、救急薬品等を収納できる倉庫を設置します。備蓄品等については、充実を図っていきます。

#### 【主な備蓄品】

飲料水（ろ水機、ポリッパ等）、給食（炊飯器、クッカー、乾燥米等）、寝具（毛布）、救助器具（スコップ、担架等）、医療品（救急セット等）、トイレ（仮設組立トイレ等）、電気備品（発電機等）、燃料（ガリソ、薪等）、その他（脚立、台車等）

### イ 非常用トイレ

#### ① 公衆トイレの防災対応化

（トイレ用マンホールと組み合わせる）  
災害用便槽として利用できるようなピットを深くします。また、非常時は防災用トイレとして使用できるよう、災害用トイレ用マンホールを設置します。



■ 公衆トイレの防災対応化の事例  
（トイレ内スペースに災害用トイレを格納）

#### ② 簡易トイレ

し尿をビニール袋や紙等で包む製品や、凝固剤・消臭剤を組み合わせるし尿を固めたり臭いを消したりする製品等の活用、また、災害時にフタをはずし、組み立て式簡易トイレの設置ができるトイレ機能付マンホールの導入の可能性などについて、関係部局と検討を進めます。

## ウ 避難用仮設テント

- ・ 災害時にテント設置の骨組みとして利用できる公園施設や遊具（パーゴラ、ブランコなど）を配置します。



通常は四阿（あづまや）として使用



非常時はテントとして使用  
(テントは屋根下に格納されている)

### ■避難用仮設テントの事例

## エ かまど可変型ベンチ

- ・ 災害時に座板を外し、かまどとして利用できるベンチを設置します。



通常はベンチとして使用



非常時は「かまど」として使用

### ■かまど可変型ベンチの事例

## オ ハイブリッド式屋外照明灯

- ・ 災害時の停電対応として、公園出入口部（災害時の避難場所出入口）や拠点地区（災害時の救急スペース）などに配置します。

※通常時の自然エネルギー利用の観点からも設置を図ります。



### ■ハイブリッド\*式屋外照明灯の事例

\*ハイブリッド：電気信号を、相互の干渉なく、結合または分離する装置。

## (5) 災害時公園利用計画

被災した際には、以下のとおり市南西部の防災拠点としての転用を図ることとします。  
以下に、災害時における公園の転用の考え方を、ゾーニング計画 A 案を基にイメージ図として示します。

### ア 常時

通常時においては、緑豊かな環境のもと、人々の集い・憩いの場、自然とのふれあいの場として利用します。

また、延焼防止に配慮した植栽等により防災拠点としての安全性を高めるほか、防災備蓄庫を設置し、非常用食料や寝具、トイレ、医療品等の備蓄を図ります。



### ■通常時の公園利用イメージ

注) 築山 (防災備蓄庫) は、P83 のイメージ図を参照。

## イ 復旧時

ライフライン\*が被災するなど、被災地での生活に対して支援が必要となる期間においては、一時避難場所として避難者を受け入れるほか、テントの設置、水・食料の配布活動等の展開、災害用トイレの提供等に対応するなど、復旧活動の拠点として活用します。



■復旧時の公園利用イメージ

## ウ 復興時

被災地の復旧が進みライフライン等の機能が回復した後は、住宅再建などの長期的な復興活動に向け、応急仮設住宅の建設用地として公園の利用を図ります。



■復興時の公園利用イメージ

\*ライフライン：電気・ガス・水道や電話など、日常生活を送る上で必須な諸設備。